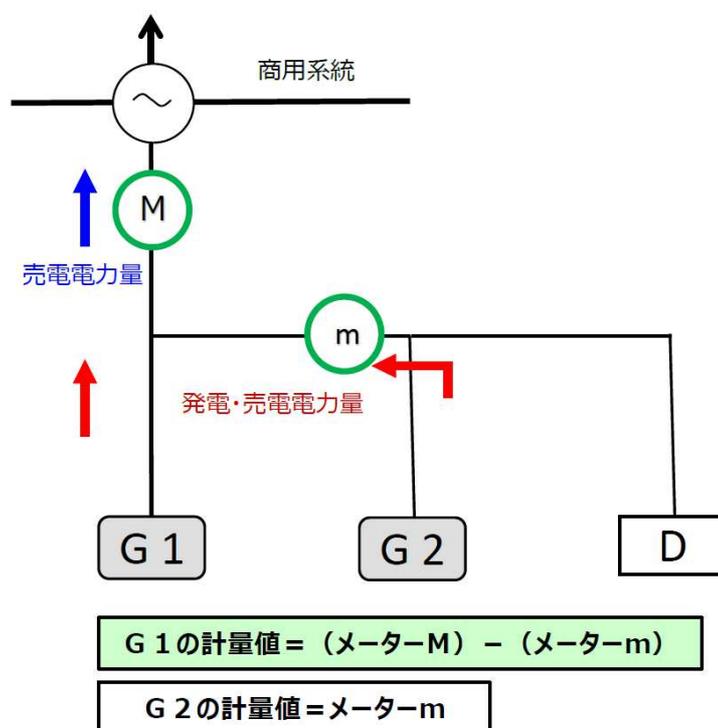


## 差分計量について

発電設備 10kW未満の太陽光発電の余剰売電で、複数の発電設備が存在する場合において、系統連系される受電地点に設置されている電力メーター（親メーター：M）と、2つのうち1つの発電地点に設置されている電力メーター（子メーター：m）との差分値を電源G1の計量値として取引を行うための計量方法です。

### ○差分計量の構成例



(出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ)

#### 【凡例】

- G 1 : 発電設備 (FIT設備)
- G 2 : 発電設備 (非FIT設備)
- D : 需要設備 (一般負荷)